教　企　第　　号
令和元年　　月　　日

奈良県知事　荒井　正吾　様

奈良県教育委員会
教育長　吉田　育弘

奈良県教育委員会の権限に属する事務の委任の解除について（協議）

地方自治法第180条の７の規定により、下記の事項について協議します。

記

１．委任が解除される事務
　奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の管理及び運営に関する事務並びに博物館の用に供する財産の管理に関する事務

２．委任を解除する職員
　地域振興部長

３．委任を解除する理由
　奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年10月奈良県条例第14号）の施行に伴い、令和元年12月１日より、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の管理及び廃止に関する事務について、知事が管理し、及び執行することとなるため。

４．委任の解除日（５．の教育委員会規則の廃止日）
　令和元年12月１日

５．委任の解除に伴い廃止する教育委員会規則
　奈良県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年３月奈良県教育委員会規則第14号）